



平成26年4月1日から、公共施設の使用料、上下水道使用料などを改定します。

今回の改定は、消費税率の引き上げに伴い、公共施設の使用料に含まれる消費税相当額を5%から8%に変更するのが主なものです。

※消費税非課税取引である住民票、所得証明書などの証明書の発行手数料は、変更ありません。

消費税率引き上げに伴い 公共施設使用料などを改定します

施設使用料の改定内容

■使用料改定の一例

施設名	使用区分	使用料
末吉栄楽公園グラウンド 屋外運動場照明施設	ソフト使用の場合 1時間まで	現 行：3,150 円（消費税 5%） ↓ 改定後：3,240 円（消費税 8%）

※例として示したものであり、他の条件などにより実際の使用料とは異なる場合があります。

■使用料を改定する主な施設

問い合わせ窓口	施設名
企画課 ☎ 0986-76-8802	有線放送、オフトーク
市民課 ☎ 0986-76-8805	曾於市斎苑（式場・通夜料のみ）
経済課 ☎ 0986-76-8808 大隅産業振興課 ☎ 099-482-5950 財部産業振興課 ☎ 0986-72-0938	メセナ住吉交流センター（温泉）、農業研修センター、大隅農業構造改善センター、大隅農産加工センター、大隅農村環境改善センター、財部農産加工センター 花房峡憩いの森、大川原峡キャンプ場
大隅地域振興課 ☎ 099-482-5921	大隅弥五郎伝説の里
福祉課 ☎ 0986-72-0935	財部温泉健康センター
保健課 ☎ 0986-76-8806	そお生きいき健康センター
社会教育課 ☎ 099-482-5958 末吉分室 ☎ 0986-76-8814 財部分室 ☎ 0986-72-0945	末吉総合センター、大隅文化会館、財部きらめきセンター、公民館、市民プール、末吉総合体育館、末吉栄楽公園屋外施設、大隅総合運動公園、財部農業者トレーニングセンター、財部城山総合運動公園運動施設等の社会教育施設
水道課 ☎ 0986-76-8812	水道料及び公共下水道使用料
財部地域振興課 ☎ 0986-72-0934	戸別浄化槽使用料

※対象施設の使用料で平成 26 年 3 月 31 日以前に前納するものは、平成 26 年 4 月 1 日以降の使用料であっても、改正前の使用料が適用されます。